

# 多賀町行政改革大綱

令和 3 年 3 月

多 賀 町

## 目 次

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1. はじめに           | 1  |
| 2. これまでの取組みと今後の課題 | 1  |
| 3. 大綱の位置づけ        | 11 |
| 4. 基本方針           | 11 |
| 5. 取組期間           | 11 |
| 6. 行政評価           | 12 |
| 7. 計画の推進体制        | 12 |
| 8. 進捗状況の公表        | 12 |
| 9. 取組項目の詳細        | 12 |

## 1. はじめに

---

これまで、組織・機構の見直しや職員定数の適正化、効率的な行政運営など、社会情勢や住民ニーズの変化に的確に対応しながら、行政改革を進めてきました。

しかしながら、本町では公共施設等の維持管理経費、少子高齢化等に伴う社会保障関係経費、防災対策事業経費が増大するなど、財政状況は今後ますます厳しくなるものと予測されます。

また、ICT を利用し、社会課題を解決したり、行政事務を含めた様々な事務の効率化が図られています。しかし、一方で、情報漏えいやネットリテラシーなど、情報セキュリティの問題が多様化しています。第5期科学技術基本計画（平成28年度～令和2年度）により、ビッグデータを人工知能（AI）が解析し、新たな価値が産業や社会にもたらされる社会（Society5.0）の推進が掲げられています。さらに新型コロナウイルス対策で明らかになった課題等を踏まえ、スピード感をもってデジタル化の進展に取り組む必要が生じています。

これらの課題に適切に対応していくためには、最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本に立ち、事務事業の抜本的な見直しや事業の重点化による選択と集中を図るとともに、財源の確保を図ることにより、健全財政の維持に努めつつ、職員の資質と能力の向上に努めていく必要があります。

このたび本町では、町政運営の最上位行政計画として第6次多賀町総合計画を策定し、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする第6次多賀町総合計画前期基本計画を策定しました。行政改革は、総合計画と連動して推進する必要があることから、本大綱を策定し、達成に向けて行政改革を一層推進してまいります。

## 2. これまでの取組みと今後の課題

---

### （1）これまでの取組み

これまで本町では、行政改革大綱に基づく各種の取組みにより、行政改革の推進に取り組んできました。平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、その指針に基づき「集中改革プラン」を策定し、平成17年度から21年度までの期間、行政改革大綱に基づく取組みを集中的に実施しました。期間終了後も行政改革に取り組む、令和元年度には行政事業評価委員により事業評価を実施しました。

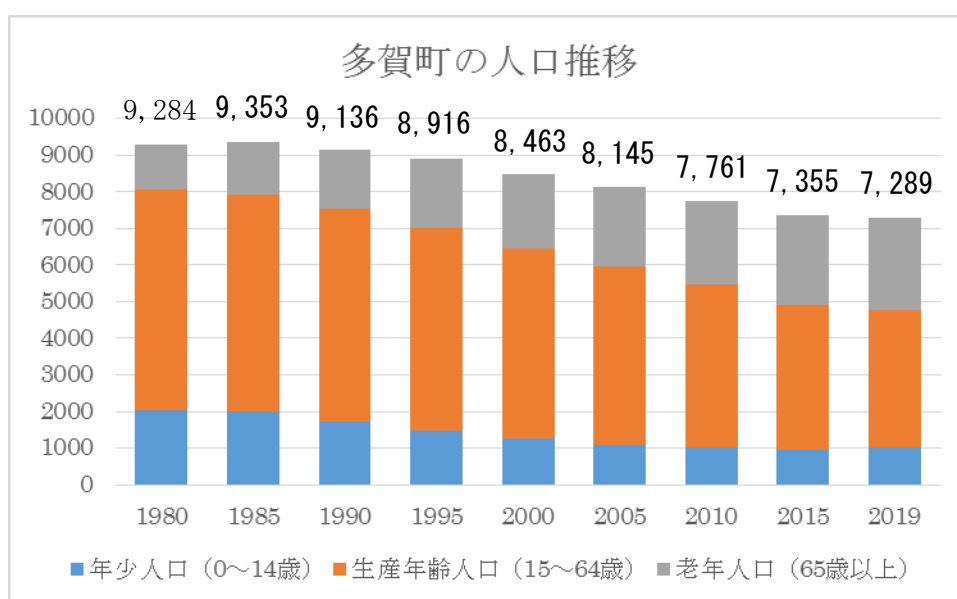
これまでに、組織・機構の見直し、窓口サービスの向上、人件費の削減、広聴の充実（町長への手紙）、補助金の見直し、指定管理者制度の導入などに取り組む、住民サービスの向上、健全な財政運営を維持しています。

## (2) 町の現状と直面する課題

### a. 人口

多賀町の人口は、昭和 35 (1960) 年の 10,547 人をピークに平成 27 (2015) 年まで減少傾向にありましたが、平成 28 (2016) 年以降、宅地開発が進み、近年は横ばいになっています。

65 歳以上の構成割合は、昭和 60 (1980) 年に 13.2%でしたが、平成 27 年に 33%、令和元 (2019) 年に 34.4%に上昇しています。一方、生産年齢人口の構成割合は昭和 60 (1985) 年には 64.7%でしたが、平成 27 (2015) 年に 53.9%、令和元 (2019) 年に 51.7%に減少しています。



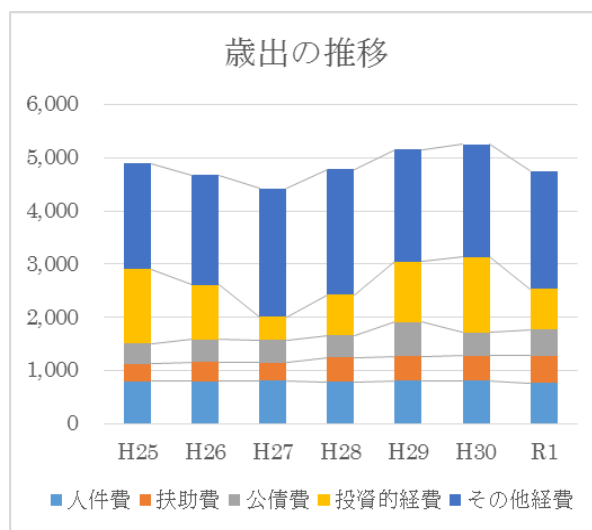
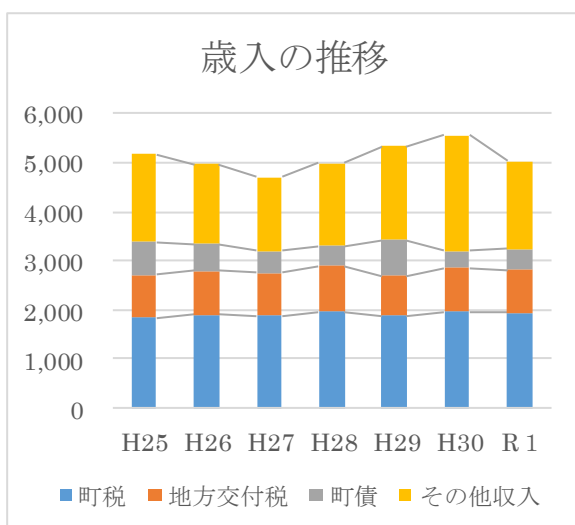
※上記数値は 2015 年までは国勢調査人口をもとにしています。

※2019 年の数値は滋賀県統計課の「滋賀県推計人口年報」(令和元年 10 月 1 日現在)をもとにしています。

### b. 財政

令和元年度の一般会計決算では、歳入が 50 億円、歳出が 47 億円で、平成 27 年度以降、歳入・歳出ともに増加傾向ですが、当町は法人税収に大きく依存しており、社会情勢や景気の動向に大きく左右され、安定的財源の確保が課題となっています。

今後、生産年齢人口の減少に伴う町民税を中心とした税収の減少や国勢調査人口を基礎とする普通交付税の減額など一般財源が減少し、一方で高齢者等の支援に使われる扶助費が増加する懸念があります。



**【歳入の推移】**

単位：百万円

|       | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 町税    | 1,845 | 1,896 | 1,876 | 1,972 | 1,885 | 1,965 | 1,943 |
| 地方交付税 | 879   | 910   | 876   | 924   | 818   | 893   | 864   |
| 町債    | 658   | 546   | 444   | 413   | 725   | 355   | 433   |
| その他収入 | 1,790 | 1,628 | 1,521 | 1,689 | 1,918 | 2,341 | 1,785 |
| 合計    | 5,172 | 4,980 | 4,717 | 4,998 | 5,346 | 5,554 | 5,025 |

**【歳出の推移】**

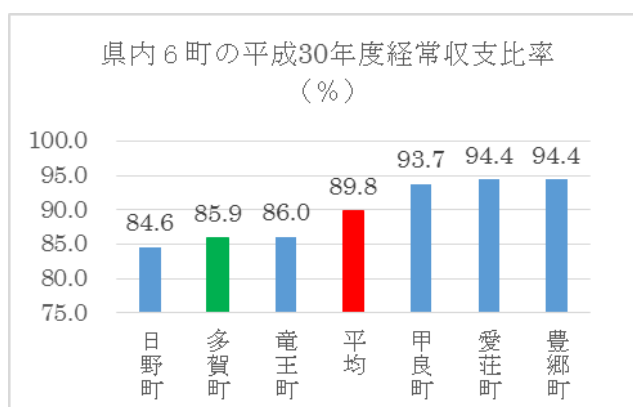
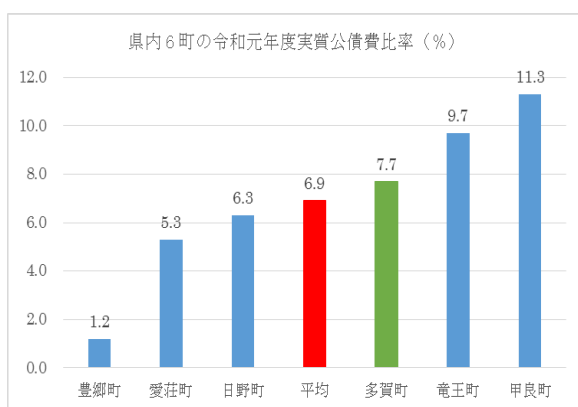
単位：百万円

|       | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人件費   | 802   | 801   | 805   | 787   | 813   | 811   | 763   |
| 扶助費   | 324   | 361   | 343   | 459   | 454   | 463   | 513   |
| 公債費   | 381   | 426   | 430   | 412   | 643   | 443   | 494   |
| 投資的経費 | 1,398 | 1,023 | 430   | 763   | 1,136 | 1,420 | 762   |
| その他経費 | 1,986 | 2,067 | 2,412 | 2,361 | 2,106 | 2,121 | 2,217 |
| 合計    | 4,891 | 4,678 | 4,420 | 4,782 | 5,152 | 5,258 | 4,749 |

【財政健全化指標】

|          | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | 早期健全化基準 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|---------|
| 実質赤字比率   | —    | —    | —    | —    | —    | —    |      | 15.0    |
| 連結実質赤字比率 | —    | —    | —    | —    | —    | —    |      | 20.0    |
| 実質公債費比率  | 4.2  | 3.6  | 3.6  | 5.4  | 6.6  | 7.2  | 7.7  | 25.0    |
| 将来負担比率   | 17.3 | 27.2 | 26.3 | 30.2 | 57.2 | 74.7 | 60.6 | 350.0   |
| 経常収支比率   | 79.4 | 83.7 | 84.1 | 84.6 | 91.9 | 85.9 | 89.7 |         |
| 実質収支比率   | 6.8  | 8.7  | 7.9  | 6.1  | 7.1  | 9.3  | 9.0  |         |
| 財政力指数    | 0.68 | 0.68 | 0.69 | 0.69 | 0.7  | 0.7  | 0.71 |         |

※赤字額または連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載。



(滋賀県統計課の「県内各市町の健全化判断比率一覧(速報値)」より作成)

(「平成30年度市町村決算カード」より作成)

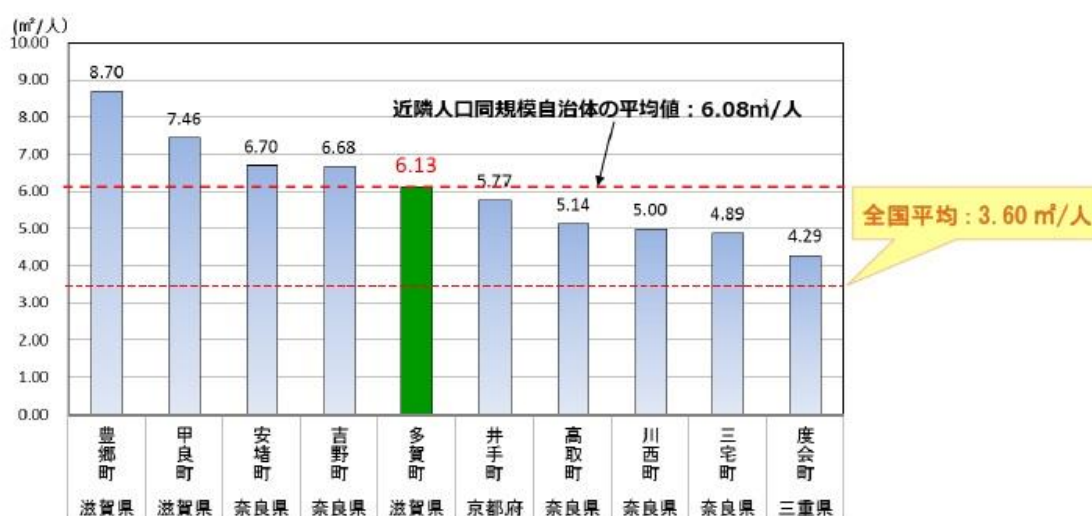
実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費の標準財政規模に対する割合で、当町は早期健全化基準を下回っていますが、10%以下が望ましい数値とされ、近年はやや高い比率となっています。令和元年度においては、県内6町平均より0.8ポイント下回っています。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、当町は早期健全化基準を下回っていますが、近年は高い比率となっています。経常収支比率は、財政の弾力性を見るための指標で、一般的に70~80%が適正水準といわれており、当町においては扶助費の増加により、近年は80%台の高い比率で推移しています。平成30年度においては、県内6町平均より3.9ポイント下回っています。実質収支比率は、実質収支額の標準財政規模に対する割合で、3~5%が望ましい数値とされ、近年は高めの比率になっています。

c. 公共施設等の老朽化による財政的な負担の増大

本町の住民一人当たりの公共施設延床面積は、近隣の人口規模が同程度（0.8万人～0.9万人）の他町と比較してみると、該当する下表10町の平均は6.08㎡/人となっていて、本町は施設数が多い部類となっていることがわかります。（参考：全国平均の一人当たり面積は、3.60㎡/人となっています。）

【住民一人当たりの公共施設延床面積の比較】



出典：多賀町公共施設等総合管理計画

これらの施設は築30年を超える施設が占める割合が高くなっており、それらの多くが一部時期に集中しています。また、特定の施設（庁舎、あけぼのパーク多賀、総合福祉保健センター）は他の施設と比較しても規模が大きく、今後これらの施設の大規模改修や更新時期が集中することが予想され、財政的な負担が懸念されます。

老朽化の進行に伴い、施設の機能低下に対する修繕・建替や、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震・第2次琵琶湖西岸断層帯による地震などの災害に対する耐震化の促進、長寿命化対策など、維持更新費用の確保などに取り組む必要があります。

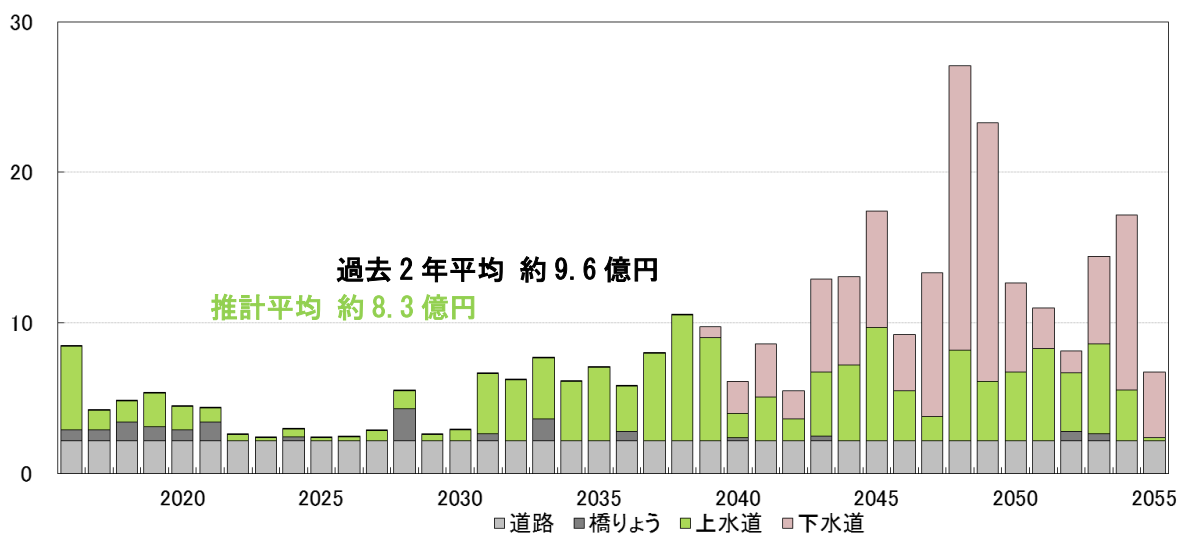
インフラ資産において、類型別に更新費用を推計すると、今後10年間は上水道の更新費用の割合が高い状況となります。下水道の更新が加わり始める2040年以降に費用が大きく増加すると想定され、総額も30億円近くなる年があると想定されています。

下水道の更新費用の割合が高くなっているため、下水道の更新費用や更新頻度・更新時期を特に改善していくことを検討する必要があります。

義務的経費の増大と税収の減少が見込まれる状況のなかで、投資的経費に割ける予算の確保が非常に困難となっていくことが予想されます。限られた予算の中で、公共施設等の更新の進め方を検討していく必要があります。

## 【インフラ資産の更新費用推計】

(億円)

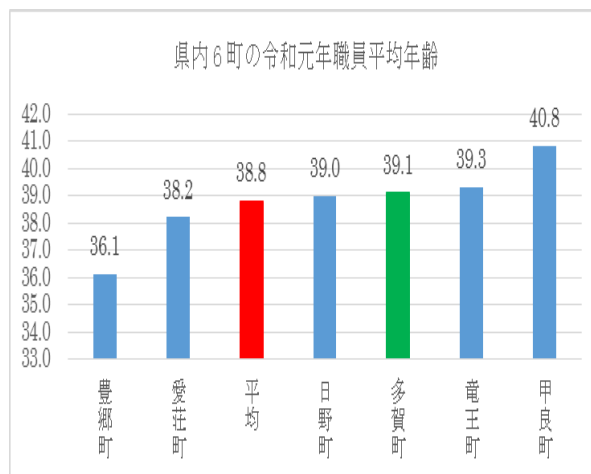
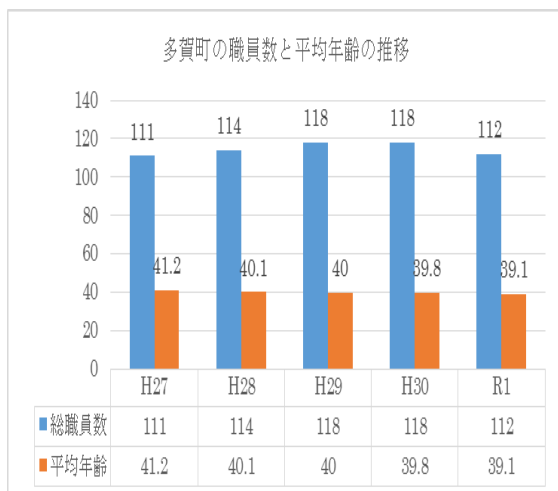


出典：多賀町公共施設等総合管理計画

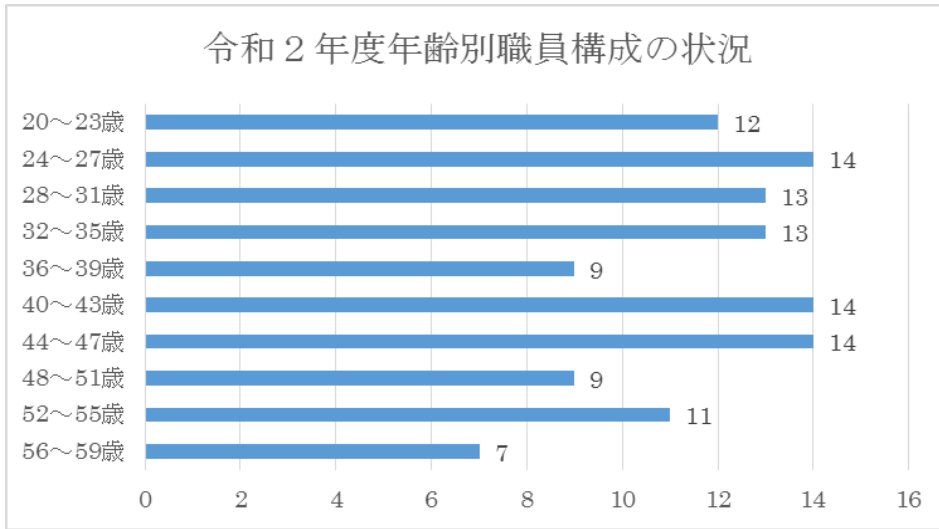
### d. 職員数

#### ①職員数の推移

多賀町の令和元年職員数は112人でしたが、令和2年は4人増の116人となっています。職員の平均年齢は、平成27年には41.2歳でしたが、令和2年には平均年齢は39.1歳となり、2.1歳低くなっています。また、令和元年の県内6町職員平均年齢と比較すると、0.3歳上回っています。職員年齢構成の平準化を図り、計画的な採用を進める必要があります。



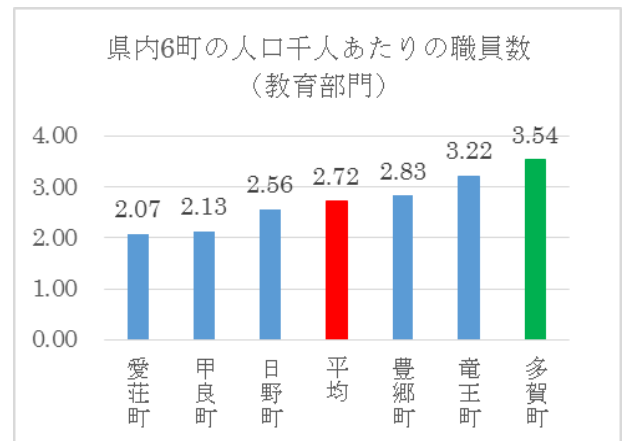
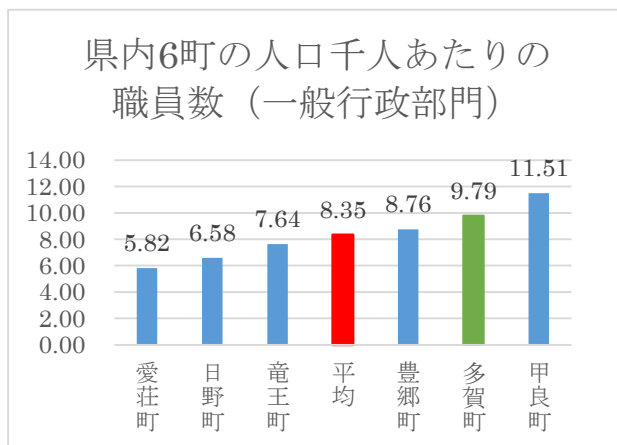




#### ②県内6町との職員数比較

多賀町の人口（平成27年国勢調査）千人あたりの職員数（一般行政部門）は、令和元年の県内6町平均の8.35人を1.44人上回り、上位から2番目に位置しています。教育部門は、平均の2.72人を0.82人上回り、最上位に位置しています。

各町の財政状況や地勢、産業構造などが異なるため、単純な比較はできませんが、人口や社会構造の変化、財政状況を見据え、職員数の最適化を図っていく必要があります。

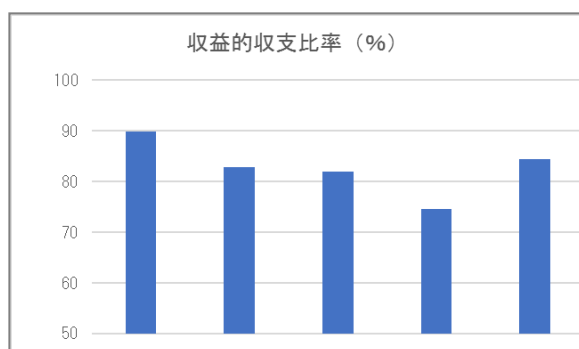


（「令和元年地方公共団体定員管理調査」より作成）

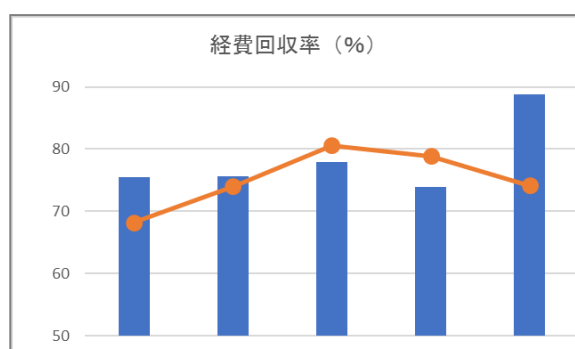
## ②下水道事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道）

令和元年度の収益的収支比率は、前年度に比べ上昇しています。平成30年度に対し施設の改修費用を抑制したことにより、費用が前年度を下回ったこと、令和2年度から地方公営企業法を適用したことによる打切決算により費用が減少しています。経費回収率と汚水処理原価も同様に打切決算等により数値は改善されましたが、引き続き費用の抑制、収益の向上に努める必要があります。当町の下水道事業は昭和63年に事業着手し、敷設後30年を経過している管渠があります。今後は、維持管理費の増加、施設の更新費用の増加が見込まれますが、公営企業会計へ移行したことにより、料金、コスト、将来予測等、様々な面で分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。

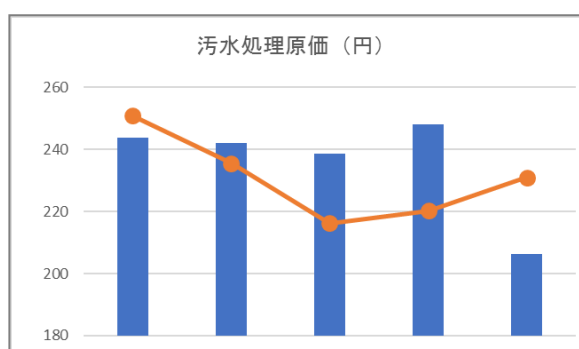
### 【公共下水道】



|       | H27   | H28   | H29   | H30   | R01   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ 当該値 | 89.92 | 82.90 | 81.90 | 74.54 | 84.43 |



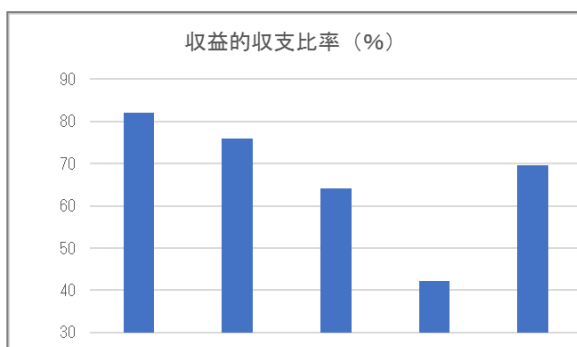
|       | H27   | H28   | H29   | H30   | R01   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ 当該値 | 75.44 | 75.59 | 77.89 | 73.94 | 88.75 |
| — 平均値 | 68.21 | 74.04 | 80.58 | 78.92 | 74.17 |



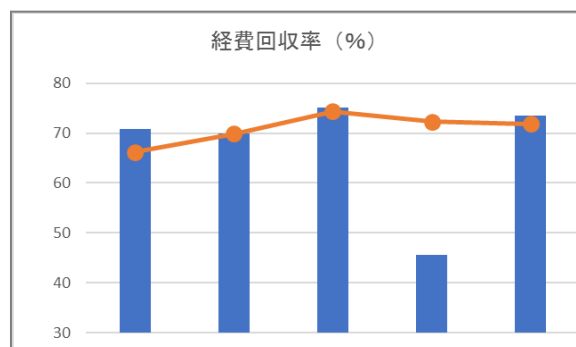
|       | H27    | H28    | H29    | H30    | R01    |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ■ 当該値 | 243.78 | 241.97 | 238.65 | 248.09 | 206.34 |
| — 平均値 | 250.84 | 235.61 | 216.21 | 220.31 | 230.95 |

（「令和元年度経営比較分析表」より作成）

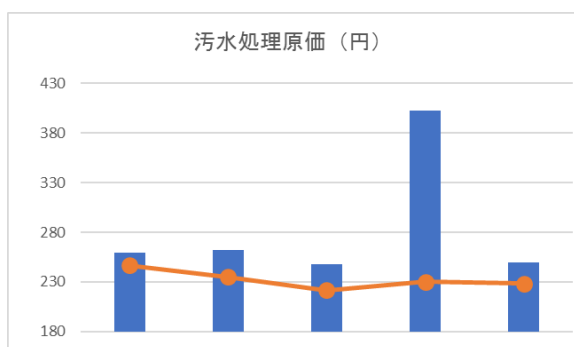
## 【特定環境保全公共下水道】



|       | H27   | H28   | H29   | H30   | R01   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ 当該値 | 82.02 | 75.86 | 64.11 | 42.23 | 69.68 |



|       | H27   | H28   | H29   | H30   | R01   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ 当該値 | 70.78 | 69.86 | 75.10 | 45.59 | 73.48 |
| — 平均値 | 66.22 | 69.87 | 74.30 | 72.26 | 71.84 |

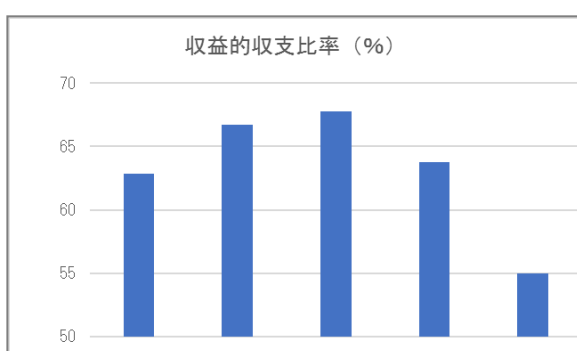


|       | H27    | H28    | H29    | H30    | R01    |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ■ 当該値 | 259.83 | 261.81 | 247.50 | 402.37 | 249.21 |
| — 平均値 | 246.72 | 234.96 | 221.81 | 230.02 | 228.47 |

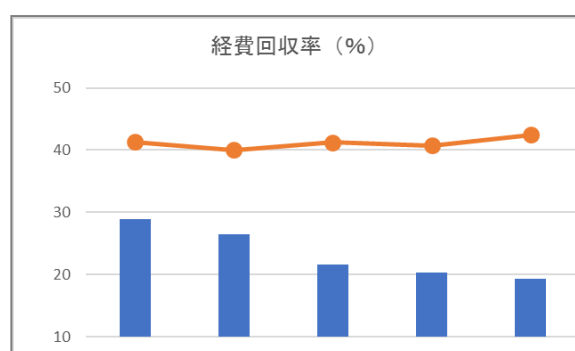
(「令和元年度経営比較分析表」より作成)

### ③下水道事業（農業集落排水）

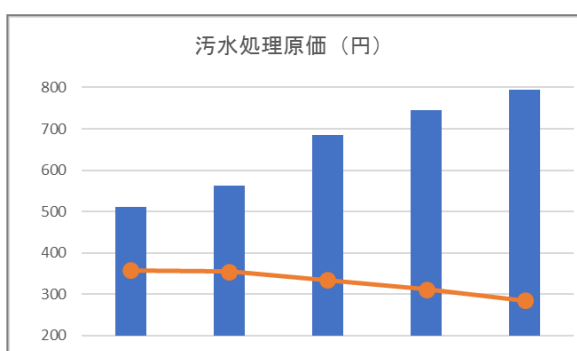
令和元年度の収益的収支比率は、経費が増加したことにより前年度に比べ低くなり、令和元年度の経費回収率も類似団体平均値よりも大きく下回っています。令和元年度の汚水処理原価も平均よりも大きく上回っています。対象地域は人口減少傾向にあり、使用料の増加は見込みにくくなっています。また、供用開始から10年以上を経過し、機械設備を中心に部分的な修繕が生じてきており、大規模な修繕が必要となる前に長寿命化を図るなど、計画的な改修が必要です。そのため、平成30年度に「農業集落排水事業最適化構想」を策定し、施設の更新に取り組んでいます。今後は、料金、コスト等、様々な面で分析を行い、経営改善を図る必要があります。



|       | H27   | H28   | H29   | H30   | R01   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ 当該値 | 62.85 | 66.71 | 67.79 | 63.79 | 54.97 |



|       | H27   | H28   | H29   | H30   | R01   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ 当該値 | 28.92 | 26.48 | 21.66 | 20.27 | 19.27 |
| — 平均値 | 41.34 | 40.06 | 41.25 | 40.75 | 42.44 |



|       | H27    | H28    | H29    | H30    | R01    |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ■ 当該値 | 510.08 | 563.63 | 686.01 | 745.83 | 794.97 |
| — 平均値 | 357.49 | 355.22 | 334.48 | 311.71 | 284.54 |

(「令和元年度経営比較分析表」より作成)

### 3. 大綱の位置づけ

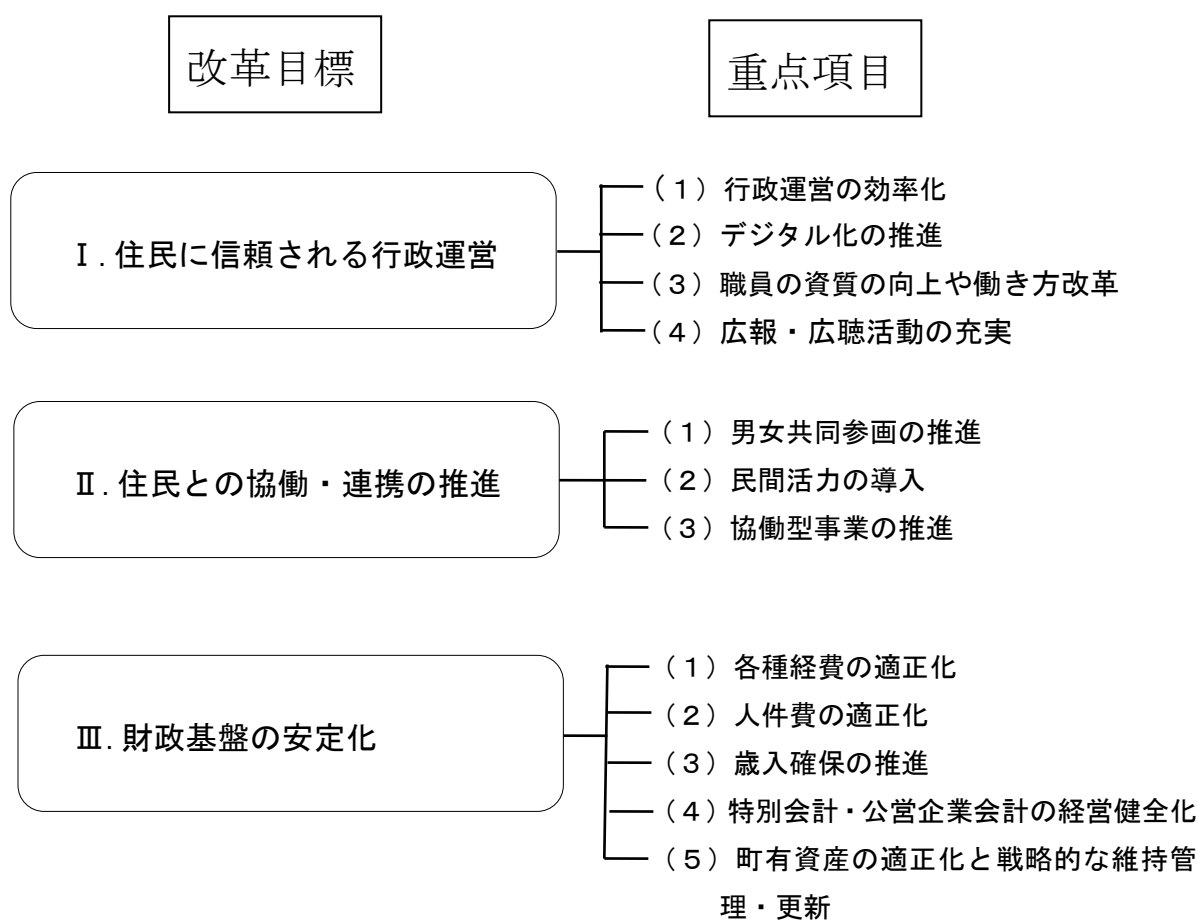
---

本大綱は、第6次多賀町総合計画における行財政改革実現のための具体的な取り組みを集中的に実施するため、計画期間における具体的な取り組みを明示し、その進行管理を行うためのものです。

### 4. 基本方針

---

次の3つの項目を基本方針とし、各方針に重点項目を設定し、行政改革を進めます。



### 5. 取組期間

---

取組みの期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 6. 行政評価

---

社会情勢と住民ニーズの変化に柔軟に対応し、PDCAサイクル【計画・目標設定（Plan）→実施・進行管理（Do）→検証・評価（Check）→見直し・改善（Action）】に基づく行政組織運営全般の点検評価に基づいた継続的な改善を図るため、毎年度、総合計画や本大綱の見直しを行うこととします。

## 7. 計画の推進体制

---

「多賀町行政改革大綱」の実施にあたっては、全庁的な意思統一のもと関係部局が連携を図りながら推進していく必要があります。そのため、行政改革推進委員会を設置し、計画の実施状況の把握、進捗状況の検証・改善等の協議を行い、計画の確実な実行を図るものとします。

## 8. 進捗状況の公表

---

進捗状況については、町のホームページ等を通じ、毎年公表を行います。

## 9. 取組項目の詳細

---

### I. 住民に信頼される行政運営

#### （1）行政運営の効率化

限られた人員・財源を効果的・効率的に配分し、最大の効果を上げるために、PDCAサイクルを通じた事務事業の見直しを行いながら、効率化に取り組みます。また、各種業務の簡素化・効率化、機能的で効率的な組織・機構の確立に努めます。

#### （2）デジタル化の推進

ICT（情報通信技術）、RPA（ソフトウェア・ロボットによる業務自動化）、マイナンバーカードの活用等による窓口の利便性向上に取り組み、満足度の高いサービス提供を行います。

### (3) 職員の資質の向上や働き方改革

町民の目線で物事を考え、多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応できるよう、政策形成能力、法務・財務能力等の研修機会の提供、人事評価を活用した人材育成に取り組めます。また、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進を行い、働きやすい環境を整えます。

### (4) 広報・広聴活動の充実

サービスの公平性確保の観点から、必要とする人へ必要な情報を確実に届けるため、情報提供の充実を図ります。情報提供にあたっては、より伝わりやすく効果的な広報活動を行います。

会議の公開、広聴の推進により透明性を高めるとともに、監査機能、監査体制の充実を図ります。

## II. 住民との協働・連携の推進

### (1) 男女共同参画の推進

性別や年齢などに関わりなく、町民全員が自分らしくいきいきと生活できるまちをめざし、男女共同参画社会の推進を図ります。

### (2) 民間活力の導入

あらゆる事業について、民間活力の導入を検討し、行政運営の効率化、サービス向上を図ります。事務の合理化にかかるアウトソーシングの検討や、指定管理者制度の導入を推進します。

### (3) 協働型事業の推進

まちづくりの推進にあたっては、行政のみならず町民、住民活動団体への支援、大学、企業などとの連携を深め、協働によるまちづくりを推進します。

## III. 財政基盤の安定化

### (1) 各種経費の適正化

厳しい財政状況の中、財政健全化を推進するため、経常経費の削減や、委託料、補助金、負担金、事務事業の見直しを継続的に行い、各種経費の適正化に努めます。

### (2) 人件費の適正化

事務事業の見直しを行いながら、正規職員を始め、再任用職員、会計年度任用職員

を含めた適正な職員数を計画的に配置します。

### (3) 歳入確保の推進

一般財源の根幹となる町税収入の確保に努め、国・県の制度を有効に活用します。また、ふるさと納税制度などを活用した新たな自主財源の確保に努めます。

行政サービスに係る適切な受益者負担を前提として、行政サービスの受益に応じた負担の公平さを保つため、使用料、手数料など受益者負担の適正化に努めます。

### (4) 特別会計・公営企業会計の経営健全化

特別会計・公営企業会計の経営健全化を図るため、経営状況の明確化を推進し、一般会計繰出金の抑制に努めます。

### (5) 町有資産の適正化と戦略的な維持管理・更新

将来的な施設数の適正化や、老朽化の進む資産を戦略的に維持管理・更新を行います。



多賀町行政改革大綱 取組項目一覧

| 改革目標                     | 重点項目                  | 取組項目                                |
|--------------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| Ⅰ. 住民に信頼される行政運営          | (1) 行政運営の効率化          | 各種様式の見直し                            |
|                          |                       | 各種団体の運営・育成および各種団体事務局業務、審議会・委員会等の見直し |
|                          |                       | 計画の進捗管理                             |
|                          | (2) デジタル化の推進          | 電子自治体の推進                            |
|                          | (3) 職員の資質の向上や働き方改革    | 職員の資質の向上                            |
|                          |                       | 人事評価制度の実施                           |
|                          |                       | ワーク・ライフ・バランスの推進                     |
|                          | (4) 広報・広聴活動の充実        | 情報提供の充実                             |
|                          |                       | ホームページ、SNS 等による情報提供の充実              |
|                          |                       | 会議の公開                               |
| 広聴の推進                    |                       |                                     |
| 監査体制の充実                  |                       |                                     |
| Ⅱ. 住民との協働・連携の推進          | (1) 男女共同参画の推進         | 男女共同参画の推進                           |
|                          | (2) 民間活力の導入           | 民間活力の導入                             |
|                          | (3) 協働型事業の推進          | 大学等との協働の推進                          |
|                          |                       | 自治会等との協働の推進                         |
| Ⅲ. 財政基盤の安定化              | (1) 各種経費の適正化          | 維持管理経費の適正化                          |
|                          |                       | 補助金、交付金の適正化                         |
|                          |                       | 医療費の抑制                              |
|                          | (2) 人件費の適正化           | 職員数の適正化                             |
|                          | (3) 歳入確保の推進           | 町税等収入の確保                            |
|                          |                       | 有料広告収入等の確保                          |
|                          |                       | 受益者負担の適正化                           |
|                          |                       | 自主財源の確保                             |
|                          | (4) 特別会計・公営企業会計の経営健全化 | 一般会計からの繰入金の抑制                       |
|                          |                       | 戦略的な維持管理・更新                         |
| (5) 町有資産の適正化と戦略的な維持管理・更新 | 戦略的な維持管理・更新           |                                     |